



保護者の皆様

保存版

令和3年9月1日
京都市立第四錦林小学校
校長 長谷川 英司

震度5弱以上の地震が起きたら！

地震に対する非常措置についてのお知らせ

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発生した場合

*「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ・深夜0時までに発生 → 翌日を臨時休業
- ・深夜0時から登校までに発生 → 当日を臨時休業
- ・休業日、休業前日に発生
→ 原則として休業明けの登校日を臨時休業
 - ・安全が確認でき、授業等を実施する場合はメール配信・ホームページにてお知らせします。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

*直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

*帰宅に関しては、保護者への引き渡しの措置を取ります。詳細は、メール配信等でお知らせいたします。

※以上のことをお子たちにもお話してください。

※このお知らせはホームページでも掲載させていただいています。

※警報の発令、解除については、テレビ、インターネット等でご確認ください。